

事務局補足資料

刑事罰等と課徴金の調整についての考え方

証券取引法における不公正取引に係る課徴金と刑事罰（没収・追徴相当額）との調整

課徴金の対象行為のうち不公正取引については、従前より、証券取引法上、刑事罰を科す際には犯罪行為から得た財産を必ず没収・追徴するとの規定(第 198 条の 2)が置かれており、当該規定により犯罪行為による経済的利得を包含する財産が没収・追徴されている場合にまで経済的利得相当額の課徴金を全額課すまでの必要はないとの政策的観点から、課徴金額より没収・追徴相当額を控除する調整規定が設けられている。

(三井秀範 編著 「課徴金制度と民事賠償責任」(金融財政事情研究会、2005 年))

証券取引法における継続開示義務違反に係る課徴金と刑事罰（罰金相当額）との調整

「発行開示の場合は経済的利得相当額を徴収するという形でございまして、刑事罰との調整規定はございません。しかし、継続開示義務違反におきましては、考え方が違反行為の抑止を目的としたものでございまして、違反行為を抑止するという意味では刑事罰と同等の効果がございます。そういう意味で、継続開示義務違反に関しましては刑事罰との調整規定が必要であるというふうに政策的に考えた次第でございます。」

(平成 17 年 06 月 16 日衆議院財政金融委員会・吉野正芳議員)

独占禁止法における課徴金と刑事罰（罰金相当額）との調整

「本案における課徴金と刑事罰の併科は、基本的には二重処罰の問題が生ずることはないと考えますが、両者は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があるため、併科する場合には、この共通する部分に係る調整として、罰金相当額の 2 分の 1 を課徴金額から控除することが政策的に適当であると判断したもので」

(平成 16 年 11 月 4 日衆議院本会議・細田官房長官)

国税査察事件の一審判決の状況

年 分	判決件数	有罪件数	有罪率 (/)	実刑数 (人数)	犯則税額 (1件当たり)	懲役月数 (1人当たり)	罰金額 (1人(社)当たり)
平成	件	件	%	人	百万円	月	百万円
14	170	170	100.0	4	93	16.0	23
15	133	133	100.0	6	119	13.6	26
16	171	171	100.0	11	111	15.3	27

(注) 実刑判決人数及び ~ は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。

(国税庁HP掲載資料より)